

橋本市地域防災計画改訂等業務
に係るプロポーザル実施要領

令和6年10月
橋本市 危機管理室

目次

1. 業務目的…1
2. 業務概要…1
3. 参加資格要件…2
4. 日程（予定）…2
5. 実施要領等の配布…3
6. 提出書類…3
7. 質疑応答…4
8. 企画提案書等の提出…4
9. 企画提案書作成要領…5
10. プレゼンテーション実施要領…6
11. その他…8

1. 業務目的

現在の橋本市地域防災計画は、地震災害や風水害等を想定して策定したものであり、特に地震災害については、本市に影響のある南海トラフ地震や中央構造線断層帯地震等の被害想定をもとに策定したものである。

この中でも中央構造線断層帯地震の被害想定は平成18年に和歌山県で実施された被害想定をもとに策定し、これ以降更新されていないため、実情を反映した計画となっていない。

このことから中央構造線断層帯地震の被害想定調査を実施し被害想定を反映させるとともに、法令改正や上位計画との整合を図りつつ、本市の現状に沿った橋本市地域防災計画の改訂、橋本市業務継続計画の改訂、橋本市受援計画の策定を目的とする。

2. 業務概要

- (ア)事業名 橋本市地域防災計画改訂等業務
(イ)仕様 橋本市地域防災計画改訂等業務仕様書のとおり
(ウ)業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで
(エ)提案上限額 25,080,000円（2か年業務、消費税及び地方消費税を含む）

1. 令和6年度見積限度額
13,778,000円（消費税及び地方消費税を含む）
2. 令和7年度見積限度額
11,302,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(オ)契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

(カ)公募型プロポーザル方式を採用する理由と期待される効果

本業務は、防災関連の専門的な知識を必要とするものであり、これらを有する事業者の確保が、本業務の成果に与える影響は大きいものと考えられる。こうしたことから、業務内容について提案者を募り、その中から内容等を総合的に審査し、最も適切と認められる契約の相手方を特定する「プロポーザル方式」を採用する。

(キ)担当課

- ※ 橋本市危機管理室
- ※ 所在地 〒648-8585 和歌山県橋本市東家1-1-1 橋本市役所本庁舎2階
- ※ 電話 0736-33-6105（直通）
- ※ FAX 0736-26-4550
- ※ メールアドレス bousai@city.hashimoto.lg.jp
- ※ 担当 佐田 準平

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当する者とする。

- (ア)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (イ)令和6年度橋本市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ)橋本市建設工事等契約に係る指名停止基準（平成18年6月1日制定橋本市告示第271号）に基づく指名停止または橋本市物品購入契約に係る入札参加資格停止基準（平成26年6月1日制定橋本市告示第87号）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (エ)宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (オ)国土交通大臣に対し建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）を行っていること。
- (カ)東日本大震災以降（平成23年度から令和5年度末までの間）、全国の地方公共団体を契約相手として、本業務目的と類似した地震被害想定調査または地域防災計画改訂業務（作成を含む）を元請けとして受注し、完了した実績があること。
- (キ)会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第227号）の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定または再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。

4. 日程（予定）

項目	期 日
プロポーザル実施要領公表期間	令和6年10月2日（水）～令和6年10月23日（水）
参加意向届出書受付期間	令和6年10月2日（水）～令和6年10月16日（水） 午前9時～午後5時まで（必着）
質疑書の提出期限	令和6年10月9日（水）午後5時まで（必着）
質疑書への回答	令和6年10月11日（金）午前10時～
企画提案書及び見積書提出期間	令和6年10月17日（木）～令和6年10月23日（水） 午前9時～午後5時まで（必着）
参加辞退届の提出期限	令和6年10月23日（水）午後5時まで（必着）
プレゼンテーション	令和6年11月上旬（予定）
業者の決定、公表	
業務契約締結	令和6年11月中旬から下旬（予定）

5. 実施要領等の配布

本業務に関する資料及び本プロポーザルに参加するために必要な書類は次のとおりとする。

(ア)配布期間

令和6年10月2日（水）から令和6年10月23日（水）まで

(イ)配布資料

- ① 橋本市地域防災計画改訂等業務に係るプロポーザル実施要領
- ② 橋本市地域防災計画改訂等業務仕様書
- ③ 参加意向届出書（様式第1号）
- ④ 質疑書（様式第2号）
- ⑤ 業務実績書（様式第3号）
- ⑥ 提案金額見積書（様式第4号）
- ⑦ 会社概要書（様式第5号）
- ⑧ 担当者経歴書（様式第6号）
- ⑨ 参加辞退届（様式第7号）

(ウ)掲載場所

「橋本市ホームページ」

配布資料は、下記のリンク先から必要に応じてダウンロードし、使用すること。

総合トップ>ホーム>各課のご案内>危機管理室>お知らせ

6. 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格要件を確認の上、以下の書類を提出すること。

(ア)提出書類（各1部）

- ① 参加意向届出書（様式第1号）
- ② 業務実績書（様式第3号）
- ③ 会社概要書（様式第5号）
- ④ 担当者経歴書（様式第6号）
- ⑤ 東日本大震災以降（平成23年度から令和5年度末までの間）、全国の地方公共団体を契約相手として、本業務目的と類似した地震被害想定調査または地域防災計画改訂業務（作成を含む）の受注実績を証明する書類（契約書・仕様書等の写し）を添付すること。なお、納品済みの契約書・仕様書等に限る。
- ⑥ 国土交通大臣の建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）を受けていることが分かる書類

(イ)提出方法

提出場所へ持参、または郵送により受付を行う。なお、FAXでの受付は行わない。

※郵送の場合は簡易書留とし期限内必着とする。また、郵送する旨を期間内に担

当課まで電話連絡すること（以下の項目の場合も同様とする。）。

※郵送の場合のあて先は担当課名まで記載すること（以下の項目の場合も同様とする。）。

(ウ)受付期間及び提出場所

- ① 日時 令和6年10月2日（水）から令和6年10月16日（水）まで
（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで（必着）
- ② 場所 2（キ）担当課と同じ。

7. 質疑応答

(ア)方法

質問は、質疑書（様式第2号）により郵送または電子メール（担当課宛）により行う。質問内容及び回答は、本市ホームページにて公表する。

※質疑書のメール送信後、必ず電話により到着確認を行うこと。

(イ)日時

質疑書の提出期限 令和6年10月9日（水）午後5時まで（必着）

質疑書への回答 令和6年10月11日（金）午前10時から

(ウ)その他

- ① 質疑書の提出期限を過ぎた問合せには回答しない。
- ② 質疑に対する回答書は実施要領及び仕様書等の追加または修正事項とみなし取り扱う。
- ③ 回答に対する再質問は認めません。

8. 企画提案書等の提出

(ア)方法

提出は、提出期限までに提出場所へ持参または郵送することにより行う（ファックス、電子メール等による受付は行わない。）。

※郵送の場合は、「橋本市地域防災計画改訂等業務 企画提案書在中」と記載し、簡易書留にて郵送すること。また、宛先を2（キ）の担当課とすること。

※期限を過ぎた場合は、辞退したものとみなす。

(イ)受付期間及び提出場所

- ① 受付期間
令和6年10月17日（木）から令和6年10月23日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（必着）
- ② 提出場所
2（キ）担当課と同じ。

(ウ) 提出物及び提出部数について

① 提出物一覧

提出物	提出部数	備考
企画提案書	10部	カラー印刷とする 任意様式とする
作業工程表	10部	任意様式とする
提案金額見積書（様式4号）	原本 1部 写し 9部	消費税抜きの金額を記載 すること
見積内訳書	10部	任意様式とする

② その他

- ア 上記提出物は、フラットファイルにインデックス等で分かりやすいように綴ること。また、フラットファイル表紙には、業務名及び社名を表示すること。
- イ 企画提案書提出後の提案書等の加除及び差し替えは、不可とする。
- ウ 8. (ウ) 企画提案書の内容について、本市が問い合わせをする場合がある。
- エ 見積書は、2ヶ年度の総額を記載し、見積内訳書で、年度ごとに企画提案内容に基づいた各経費の内訳、積算根拠を記入すること。

9. 企画提案書作成要領

(ア) 企画提案書の内容について

企画提案書は、本実施要領、業務目的に沿った内容とすること。ただし、原則 A4 版（A3 折込は可）とする。

(イ) 留意事項

- ① 企画提案書の作成により生じた諸費用について、本市は一切負担しない。また、提出物は、一切返却しない。
- ② 企画提案書に含まれる著作権は、提案者に帰属する。ただし、本事業において公表等が特に必要と認められる場合は、本市は提案物の全部または一部を使用できるものとする。
- ③ 提案内容の記述が特許権等法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任については、提案者が追うものとする。
- ④ 実際の業務内容は、企画提案書に基づき、本市と受注候補者による協議により決定する。
- ⑤ 参加表明者が多数の場合は、別途設置する「橋本市地域防災計画改訂等業務に係るプロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）」において、企画提案書等の書類選考を一次審査として実施し、二次審査のプレゼンテーション

を受けることができる事業者を3者に選定する。この場合、選定理由等に対する質問、異議等は受け付けない。なお、参加表明者が3者以下の場合は、一次審査を実施しない。

10. プレゼンテーション実施要領

(ア) 審査の方法

- ① 企画提案書の審査は、委員会が行うものとする。
- ② プレゼンテーション日時
日時：令和6年11月上旬（予定）
場所：橋本市役所において実施。詳細な時間、場所については別途通知する。
プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。
- ③ 実施方法
 - ア プレゼンテーション30分、質疑応答30分の割合で、一者60分以内を想定。
 - イ 参加者側の出席者は原則3名以内とする。
 - ウ プレゼンテーションに際し、必要な機器（スクリーン及びプロジェクター）と電源は本市が用意するが、その他の機器（パソコン等）は参加者側で用意すること。
 - エ 説明に際して用いることができる資料は、提出した企画提案書のみとする。ただし、6（ア）において事前提出した成果物については、プレゼンテーション中に審査員に回覧する。
- ④ 審査基準
委員会において下記審査基準に基づき総合的に審査し、最高得点者を優先交渉権者、次点の者を次順位交渉権者として決定し、参加者へ通知する。なお、審査内容や審査結果に対する質問、異議等については受け付けない。

【審査基準】

審査項目	評価の視点	配点
経営規模	資本金、売上金、経営状況に問題はないか。	5
同種業務実績	東日本大震災以降（平成23年度から令和5年度末までの間）、官公庁を契約先とする同種業務（地域防災計画・業務継続計画・受援計画・地震被害想定調査）実績を有しているか。	5
地域精通度	本市と過去10年における受注実績（履行中を含む）有しているか。	5
業務体制	本業務の責任者は地震被害想定及び地域防災計画に関するコンサルティング業務において、業務責任者としての経験が豊富で、十分な能力・資格等を有しているか。	5
企画提案	本市の地域条件や地形等の特性を理解したうえでの提案がされ、提案内容が論理的に整理されているか。	10

	提案内容が具体的で課題解決に繋がるような実現性のある提案がされているか。	10
	本業務の業務工程が具体的に提案され、またそれが現実可能であるか。	5
地震被害想定	現計画と同様に地震発生時期等を複数設定し調査、被害予測を実施する提案がされているか。	10
	今後の利活用を想定した調査結果データの納品提案がされているか。	10
地域防災計画	現計画の課題を抽出し、課題解決に向けた地域防災計画の改訂概要の提案がされているか。	10
業務継続計画	業務継続計画の前提となる災害時の想定シナリオが具体的に提案されているか。	10
	非常時優先業務の開始目標時間設定についての提案がされているか。	10
受援計画	受援対象業務、全体的な受援対象業務の流れ等の具体的な提案がされているか。	10
独自提案	仕様書に基づく業務のほか、課題解決のための企画力と実効性のある提案が具体的に記されているか。	10
提案金額	見積額を評価	5
総合点		120

※提案金額の採点方法

次の計算式により点数を算出する。

$$\text{点数} = (\text{最低見積額} / \text{見積額}) \times 5 \text{ 点} \quad \text{小数点以下は切り捨て}$$

⑤ 優先交渉権者との協議

市は、優先交渉権者と、提出された提案書を基に具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が調わない場合や、優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、市は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。なお、参加表明者が1者のみの場合は、選考委員の採点の平均点が6割以上であれば、優先交渉権者として選定し協議を行う。

⑥ 契約締結

市と優先交渉権者は、提出された提案書を基に、本業務に関する具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行う。

⑦ 失格要件

ア 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合

イ 委員会において、合計得点が80点を下回った場合

- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 参加要件のいずれかを満たさなくなった場合
- オ 消費税込みとして計算した見積金額が提案上限額を上回っていた場合
- カ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- キ その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

11. その他

- (1) やむを得ない事情により、市が、プレゼンテーションを実施することができないと認めるときは、プレゼンテーションの日程変更、またはオンラインでの実施に変更とする場合があります。この場合において、これに要する経費については、本市に請求することはできない。
- (2) プレゼンテーションの結果については、市ホームページ上で公表する。